

社 団 法 人

館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します。



館山城と椿

花の公園

館山市：城山公園

椿は市の花



館山湾・市街地を一望



水仙



梅林

主 要 内 容

- 新年のごあいさつ ● 復興特別消費税の源泉徴収・1月以降の徴収
- 第29回法人会全国大会北海道大会
- 平成25年度税制改正に関する提言 ● 税を考える週間行事・納税表彰式
- 支部ゼミ懇談会 ● 理事会・委員会・部会だより
- 税務調査の手続きが変わりました ● 法人会の動き
- 女性部会視察研修報告 ● 山中氏に続くノーベル賞受賞者は？
- 暮らしのツボ・暖房グッズで今年の冬を乗り切る
- 新会員紹介 ● 確定申告のお知らせ ● 社会貢献事業

VOL.105

2013.1.15
平成25年

 (社)館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシールを切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して下さい。

新年のごあいさつ

謹賀新年

新春を迎え、会員企業の益々のご隆盛と皆様のご活躍、ご健勝をお祈り申し上げます。

年末に政権が変わりましたが、どのような政権の枠組みであつてもデフレからの脱却、景気回復、震災復興、安全保障は喫緊の課題であります。財政再建との両立は大変困難なことは考えておりますが、新政権に対し、国を支えている私共中小企業が、明日に希望の持てる政策の果敢な実行を期待したいと存じます。

館山法人会は本年も引き続き、公益法人として、なお一層税知識の普及を中心に活動するとともに、よき経営者をめざすものの団体として、強い連帯をもつて、会の発展と地域社会への貢献に努めてまいりたいと存じます。本年もご指導ご支援をお願い申し上げます。

平成二十五年 元旦



社団法人 館山法人会
会長 平田 哲平

新年明けましておめでとーございます

平成二十五年の年頭に当たり謹んでお慶び申し上げます。

社団法人館山法人会の会員の皆様方には平素より税務行政に對しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて昨年中は支部ゼミ懇談会を始め様々な会行事に出席させていただきました。会員の皆さまから直接色々なご意見を伺わせていただくことができました。皆さまのご意見を参考にし、より良い税務署を目指して行く所存でございます。本年もより安房の地域に密着した税務行政の実現を目指し納税者の皆様方の利便向上に向けて取り組む所存でございますのでより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様方の益々のご健勝とご事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。

平成二十五年 元旦



館山税務署長 椎谷 晃

謹んで新春の寿をお慶び申し上げます

平成 25 年 元旦

社団法人 館山法人会

名誉会長	本間 明	"	綱嶋 茂信	"	吉本 晃	"	谷 昭一
会 長	平田 哲平	"	辻 貞夫	"	吉田 政紀	"	本橋 亮一
副 会 長	佐藤 興二	"	友野 修	"	黒川 基幸	"	角田 眞一郎
"	本間 亨	"	末吉 一夫	"	根本 幹夫	"	村井 智博
"	鈴木 義康	"	河名 洋一	"	石井 仁	"	中西 京子
"	刈込 浩一	"	三滝 睦	"	平田 英雄	"	早川 光樹
"	平野 好正	"	川名 光俊	"	石渡 和男	監 事	服部 克巳
専務理事	永野 修	"	早川 金光	"	齋藤 恵三	"	小滝 周一
常任理事	秋山 準治	"	清宮 和子	"	飯田 彰一	"	池田 亮惇
"	宮沢 治海	"	島田 誠一	"	手塚 節		
"	柴田 絹代	"	加瀬 俊一	"	田原 智之		
"	石田 安一	"	溝口 卓	"	濱島 修		

館山税務署

署 長	椎谷 晃
総 務 課 長	上之門伸樹
法 人 課 税 官	岡田 浩
法 第 1 部 門 統 括 官	鈴木 兼二
法 第 2 部 門 統 括 官	津島 星太
法 第 1 部 門 課 税 官	

管理運営第1部 門 官	堀内 学
統 括	
管理運営第2部 門 官	武内 淳也
統 括	
徴収部 門 統 括 官	卜部 尚武
個 人 課 税 第 1 部 門 統 括 官	田代 斉
個 人 課 税 第 2 部 門 統 括 官	村石 博文
個 人 課 税 資 産 課 統 括 官	堀口 利夫

千葉県税理士会館山支部

支 部 長	外谷 勝視
副 支 部 長	齊藤 晃夫
	鈴木 弘明
	佐藤 正則
総務部長(兼任)	齊藤 晃夫



復興特別所得税の源泉徴収の あらまし(平成25年1月以降の源泉徴収)

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の 2.1% 相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1 枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の 2 により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※ 1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

※ 2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%) × 102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※ 3 具体的事例：報酬・料金として 888,888 円を支払った場合(所得税率 10%の場合)

$$\begin{array}{rclclcl} 888,888 \text{ 円} & \times & 10.21\% & = & 90,755.4648 \text{ 円} & (1 \text{ 円未満切捨て}) & \Rightarrow & 90,755 \text{ 円} \\ (\text{支払金額}) & & (\text{合計税率}) & & (\text{算出税額}) & & & (\text{源泉徴収税額}) \end{array}$$

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成 25 年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1 枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成 25 年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています(税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定です)。

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

北海道大会

平成 25 年度税制改正に関する提言
租税教育事例発表をメインテーマに

第29回法人会全国大会開く

経済再生に向けて企業を活性化するため

さらなる法人税率の軽減を 本格的な事業承継税制の拡充を

高らかに **大会宣言**

1900 名出席 釧路市民文化会館

大会プログラム~~~~

第1部 記念講演

「地方の再生と日本の将来」

慶應義塾大学法学部教授 片山 義博氏

第2部 式典

25 年度税制改正の提言報告

青年部会による租税教育活動の報告ほか

第3部 懇親会



あいさつする池田会長

平成25年度税制改正に関するスローガン

(総論) ● 待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
● 活力ある経済社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を！
● 予算の迅速な執行など、万全な体制により被災地の早期復興を！

(震災復興) ● 所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！
● わが国企業の国際競争力確保のためにも、さらなる法人税率の引き下げを！

(法人税) ● 地域の活性化・雇用確保に資するためにも、欧米並みの本格的な事業承継税制を！
● 増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を！

(消費税) ● 地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

(労務関係) ● 年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

(その他)

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度においても公益法人への移行に取り組み、租税教育など税の啓発活動を積極的に展開し、公益性と透明性を高め、広く国民から受け入れられる法人会を目指すことをここに誓うものである。

昨年発生した東日本大震災から1年半あまりの月日が経った。被災地の復旧・復興は進んでいるが、一部では未だに困難な状況が続いている。

法人会では、被災地に対する支援を積極的に行ってきたところであり、政府においても被災地・被災者に対する迅速な予算執行と適切な支援の継続を要望するものである。

今、日本経済は、原発事故による電力安定供給への不安や長引くデフレなどにより、依然として厳しい局面にある。その再生に向けては、企業が将来にわたって活力を維持するための税制措置が必要である。特に地域経済を担う中小企業の活性化に資するため、法人税率の軽減、事業承継税制の拡充を強く求める。

また、消費税の税率引き上げに当たっては、歳出の見直しとともに、景気に十分配慮するほか、中小企業が適正に価格転嫁できるよう実効ある措置を求めるものである。

創設以来、税知識の普及を中心に活動してきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成 24 年10月 11 日 全国法人会総連合全国大会

平成25年度 税制改正に関する提言 (要約)

《はじめに》

東日本大震災からの復興と並んで、我が国経済社会にとって二大命題となっていた社会保障と税の一体改革の関連法が成立した。曲折を経ながらも、これが民、自、公3党合意によってなされた意味は小さくない。法人会はかねてより「決められない政治」からの脱却、政治機能の回復を求めてきた。今回の政治決定がその第一歩となるよう期待したい。

一体改革の目的は、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化に対応する持続可能な社会保障制度の確立と、これも先進国で突出して悪化した財政の健全化を両立させることにある。そのカギを握る消費税は2015年10月までに段階的に10%へ引き上げられることになった。しかし、これによってこの2つの構造問題が一気に解決するわけでは決していない。

社会保障面では依然としてばらまき色が払拭されておらず、創設される「社会保障制度改革国民会議」の場では「給付の重点化・効率化」の議論が不可欠となろう。財政健全化にしても、基礎的財政収支黒字化などの目標を見据えれば、まだ一里塚に過ぎない。にもかかわらず、早くも来年度予算編成に向け歳出圧力が高まっていることに強い懸念を覚えざるを得ない。これではいくら増税しても追いつくまい。

今後、最も重要になるのは、社会保障を含めた聖域なき歳出の削減・抑制をいかに徹底するかであり、それを実行するための明確な手法と道筋を示すことである。同時に規制緩和などでどう着実な成長を確保するかが重要になる。それは税の自然増収と消費税増税による経済への負荷緩和にもつながると考えるからである。

一方、日本経済は長引くデフレや原発事故がもたらした電力安定供給への不安、欧州債務危機による世界経済低迷などにより、依然として厳しい局面にある。その影響は地域経済と雇用の担い手である中小企業に最も鮮明に表れており、政府はこれらの問題に全力で対応する必要がある。消費税増税に当たっても、立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう実効ある措置をとることが強く求められる。

本提言はこうした現状認識と問題意識を前提にまと

めたものである。

《基本的な課題》

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

○わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」に位置し、国民負担率は米国に次ぐ「低負担」である。この「給付」と「負担」のバランスが求められているが、今回の消費税率引き上げにより「負担」面で一定の改善がなされる。

○しかし、今後の社会保障給付は年金だけでなく、医療、介護分野でより急速に増大することが見込まれており、その抑制が重要になってくる。そのためには過剰なばら撒きの給付を排し、「給付の重点化・効率化」を徹底するしかない。

○積み残された社会保障分野の諸課題については、「社会保障制度改革国民会議」で議論することとなっている。同会議においては透明性の確保と国民にわかりやすい議論が求められる。

- (1) 今後の社会保障改革で最も重要なのは、給付の重点化・効率化である
- (2) 年金については抜本的な施策の検討が必要である
- (3) 給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬（本体）体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要。また、薬価では後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を図るべきである
- (4) 医療は成長分野としても位置付けられており、大胆な規制改革を行い着実に成長に結びつける必要がある
- (5) 介護保険は真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、自立を促す観点から給付のあり方を見直すべきである
- (6) 生活保護給付は不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠である
- (7) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度にすることが求められる

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税は税率引き上げ時期が決まったものの、引き

上げ実施にともなう円滑化対策やいわゆる逆進性への対策については、多くが今後の議論に委ねられており、政府には用意周到で緻密な対策が求められる。

- (1) 税率を引き上げる際には景気への配慮が必要である
- (2) 価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう求める
- (3) 当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましく、インボイスの導入も不要である
- (4) 政府は低所得者対策として「複数税率」「給付付き税額控除」の導入を検討し、その導入が実現するまでの間は「簡素な給付措置」を実施するとしているが、給付の対象や方法を十分考慮し、ばら撒き政策とならないよう強く求める

3. 財政健全化に向けて

- 消費税の引き上げが決まったことで、我が国は財政の健全化と持続可能な社会保障制度の両立に向け一歩踏み出したといえる。しかし、これによって財政健全化目標が着実に達成されるわけではない。国と地方の長期債務残高は、消費税を10%に引き上げてもさらに増加していくことが見込まれる。
- それにもかかわらず、来年度予算編成では公共事業を中心に与野党から歳出圧力が高まっており憂慮される。改めて聖域なき歳出削減の徹底を求めるとともに各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。

4. 行政改革の徹底

- 社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。地方を含めた政府、さらに立法院はそのことを深く認識し、「まず隗より始めよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。

5. 今後の税制改革のあり方

- わが国の税制は先の抜本改革から20年以上が経過したが、この間に少子高齢化や人口減少社会、グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化が急進した。
- 社会保障と税の一体改革で消費税の引き上げが決まり、そうした問題に一定の対応は可能となろうが、所得、資産を含めた改革はこれからである。
- その際には国際間の経済取引の増大や多様化の観点、諸外国の租税政策等との国際的整合性、成長と雇用を創出するという視点等を踏まえることが求

められる。そうした中で、法人税率のさらなる引き下げ、所得税、相続税の見直しなども重要な課題である。

6. 共通番号制度の導入について

- 今後、個人情報保護の徹底や国民への周知を図り、積極的な活用に向けて取り組んでいく必要がある。
- (1) 制度の創設、維持にかかるコストの明確化
 - (2) 税務情報などプライバシー保護のための適切な法整備
 - (3) 税務面と社会保障分野への活用により、納税者の利便向上や社会保障給付の適正化につなげる

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- 法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられ一歩前進したが、アジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。
- こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。
- (1) 法人実効税率30%以下の早期実現
 - (2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2. 事業承継税制の拡充

- わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- 平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。
- 社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが盛り込まれたが、見直しの際には中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
- (2) 親族外への事業承継に対する措置の創設
- (3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化を求める

(2) 交際費課税の見直し

- ①損金不算入割合10%の撤廃
- ②資本金規模に関わらず一定の損金算入を認める
- ③社会慣習上その支出を避け難い慶弔費で、常識上相当と認められる金額(1件当たり1万円程度)については、交際費課税の対象から除外する

(3) 役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は原則損金算入
- ②同族会社も利益連動給与の損金算入を認める

Ⅲ. 国と地方のあり方

○国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりはるかに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが重要である。

- (1) 広域行政による効率化の観点から、道州制の導入について検討すべき
- (2) 事業仕分けの手法を、地方においても広く導入すべき
- (3) 手当てなどを含めた地方公務員の人件費は依然として高く、適正水準への是正が必要である
- (4) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき
- (5) 行政委員会の委員は、月1～3回の非常勤にもかかわらず、多くの自治体で多額の月額報酬を得ている。日当制導入などが検討課題となろう
- (6) 地方の自立・自助を推進する観点から地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき

Ⅳ. 震災復興

○被災地の復旧・復興については、一定の措置が講じられたものの、復興は遅々として進んでいない。予算を迅速に執行するとともに、被災地における企業の定着、他地域からの企業誘致の促進、雇用確保の観点などから、原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じるよう求める。

Ⅴ. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応
2. 納税環境の整備

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的意見》

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能を回復すべき
 - (2) 最高税率を引き上げる方向にあるが、経済活力に悪影響を与えること、地方税を含めて国際的に高い税率水準にあることから、慎重に対応すべき
 - (3) 各種控除制度の見直し
 - (4) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき
2. 少子化対策
3. 金融所得一体課税

法人税関係

1. 同族会社の留保金課税制度の廃止
2. 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲見直しは行うべきではない

相続税・贈与税関係

1. 相続税の課税強化は行うべきではない
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき

消費税関係

1. 消費税の滞納防止

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - ①宅地の評価は「収益還元価格」で評価すべき
 - ②居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直すべき
 - ③納税事務の負担軽減に鑑み、償却資産の評価は法人税の減価償却制度と連動した制度とすべき。また、将来的には償却資産に対する課税廃止も検討すべき
 - ④土地の評価は行政の効率化から評価体制は一元化すべき
2. 事業所税は二重課税であり、廃止を求める
3. 市町村民税の超過課税は課税の公平を欠くため解消すべき
4. 法人に対する安易な法定外目的税は課すべきでない

その他

1. 配当に対する二重課税の排除
2. 電子申告について

以下略

消費税期限内納付「推進運動」を実施中



おめでとうございます

税を考える週間行事

平成24年度納税表彰式

納税功勞で個人13名、1団体が受賞

財務大臣表彰平田哲平氏

東京国税局長表彰宮澤治海氏を披露

租税教育の一環

小学生の税に関する書写作品展

管内34校2,389人が応募

優秀作品は館山駅市民ギャラリー、鴨川・館山ジャスコに展示
会場で消費税クリアファイルを配布

中学生の「税についての作文」、税に関する高校生の作文

平成24年度納税表彰式が「税を考える週間」の11月16日に県・市・税理士会・警察署ほか多くの来賓を迎え、館山税務署、館山法人会、館山青色申告会、館山間税会、館山税務署管内納税貯蓄組合連合会、県酒造組合、県卸酒販組合、館山小売酒販組合、安房地域租税教育推進協議会の九団体共催により、館山市芳賀で行われました。

席上、長年にわたり申告納税制度の推進や納税道義の高揚に努めたことが評価され、館山税務署長から個人13名に、租税教育推進で1団体に表彰状及び感謝状が贈られました。

また、毎年租税教育の一環として実施している「小学生の税に関する書写作品展」や「中学生による税について

の作文」、「税に関する高校生の作文」について、優秀者に表彰状と記念品が贈られ、最後に大蔵財務協会理事長賞を受賞した南房総市立白浜中学校林貢平さんによる作文の朗読が行われました。最後にお互いの理解を深める和やかな懇親会で終了しました。

受賞者名簿

【館山税務署長表彰】

川名 光俊

(館山間税会 副会長)

近藤 好雄

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

清宮 和子

(社団法人館山法人会 常任理事)

田辺 輝雄

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

和田 秀夫

(有限会社房州日日新聞社 代表取締役)

【館山税務署長感謝状】

網代 哲夫

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

石井佳一郎

(千葉県酒造組合安房支部 副支部長)

石井 仁

(社団法人館山法人会 常任理事)

石渡 和男

(社団法人館山法人会 常任理事)

小倉 勇

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

小滝 周一

(社団法人館山法人会 監事)

小磯 隆

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

小泉 正

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

(租税教育推進校)

南房総市立富浦中学校

小学生の「税に関する書写作品」表彰

主催 館山税務署

(社)館山法人会・(社)館山青色申告会

【最優秀賞】

渡辺 桜 館山市立豊房小学校 (1年)

安西 桃香 南房総市立白浜小学校 (2年)

後藤 駿太 館山市立那古小学校 (3年)

林 史恵 南房総市立白浜小学校 (4年)



【最優秀賞】

浦上 瑞穂

館山市立那古小学校 (6年)



【最優秀賞】

池田 紗希

館山市立九重小学校 (5年)



【最優秀賞】

林 史恵

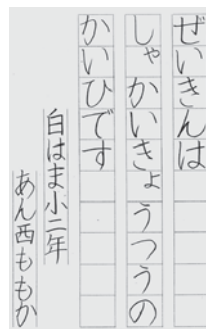
南房総市立白浜小学校 (4年)



【最優秀賞】

後藤 駿太

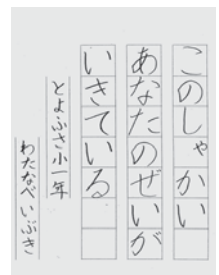
館山市立那古小学校 (3年)



【最優秀賞】

安西 桃香

南房総市立白浜小学校 (2年)



【最優秀賞】

渡辺 桜

館山市立豊房小学校 (1年)

池田 紗希 館山市立九重小学校（5年）
浦上 瑞穂 館山市立那古小学校（6年）

中学生の「税についての作文」表彰
主催 全国納税貯蓄組合連合会・国税庁
館山税務署管内納税貯蓄組合連合会

【大蔵財務協会 理事長賞】

林 貢平 南房総市立白浜中学校（3年）
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞】
宇山 梨央 南房総市立白浜中学校（3年）

【千葉県納税貯蓄組合連合会 会長賞】

忍足美良乃 南房総市立富浦中学校（3年）

【館山税務署管内納税貯蓄組合連合会 会長賞】

石井 美帆 館山市立第一中学校（3年）

仲野 瑠華 鋸南町立鋸南中学校（3年）

【館山税務署長賞】

稲葉 唯 鴨川市立安房東中学校（3年）

池田 萌香 南房総市立富浦中学校（3年）

【千葉県館山県税事務所長賞】

奥谷 結花 鴨川市立安房東中学校（3年）

【市町長賞】
館山市長賞

菅田有希子 館山市立第二中学校（3年）

青木 智香 館山市立第三中学校（3年）

小林 瑞季 館山市立第三中学校（3年）

鴨川市長賞

高梨 咲希 鴨川市立鴨川中学校（3年）

川崎 星 鴨川市立長狭中学校（3年）

白石 聖美 鴨川市立安房東中学校（3年）

南房総市長賞

仲村真里奈 南房総市立富山中学校（3年）
田原 美香 南房総市立三芳中学校（3年）
本井龍之助 南房総市立白浜中学校（3年）
鋸南町長賞
鈴木 啓介 鋸南町立鋸南中学校（3年）

税に関する高校生の作文

主催 国税庁

【館山税務署長賞】

鈴木 柚佳 千葉県立安房高等学校（2年）

中学生の「税についての作文」

大蔵財務協会 理事長賞

『僕らの税が日本を守る』

南房総市立白浜中学校

第三学年 林 貢平

最近、ニュースや新聞で、消費税を最終的に十パーセントとするという野



中学生の税の作文 朗読する林さん

田首相の政策を聞く。国民にしてみれば、負担が多くなってしまうと思われるが、僕はそういうデメリットがあったとしても、きっとそれを大きく越えるメリットがあるだろうと思う、消費税の増税について調べてみることにした。

新聞、ニュース、報道番組、インターネットなど、色々な手を使い調べてみた。そうすると、増税をし、大きな二つの問題を解決しなければならぬことがわかった。

一つ目は国債についてのことだが。今、世界的に経済が不安定となっている。ヨーロッパをみると、ユーロの信用不安が広がり、特にギリシャでは国債が発行され続けて借金がどんどん増え、国が破産してしまった。一見、他人事のように思えそうだがとんでもない。日本ではそれよりずっと多くの国債が発行され続けている。いつ国が破産してもおかしくない。それほど日

本は信頼されているのだろう。初めて知った時はとても驚き、不安になった。二つ目は東日本大震災についてだ。日本中が震撼した昨年の大震災。本当に残念で悲しい出来事であった。今でも被災地の方々は苦しんでおられる。仮設住宅、避難所で暮らされている方々は不自由であるだろう。津波によって失われた公共施設や道路の復旧、そして東北の復興には長い時間を費やすだろう。

そう、今の日本は国難なのだ。しかし、この二つの大きな問題を解決していくためには莫大な費用が必要となる。そこでキーポイントとなってくるのは、消費税の増税だ。それによって集められた税金は、国債発行の食い止めや、震災復興のために使われるのだ。素晴らしいことだなと僕は思った。確かに、国民の負担は増えるけれど、それがまた自分達や困っている方々に帰ってくるのだ。

僕は早く経済的に信用される日本を見たい。早く復興した美しい東北を見たい。この願いを達するには、国民自身の手で実現していかなくてはならないのだ。僕は絶対この願いを達しなければ、と強く思った。

しかし、僕はまだ中学生だ。税に関わる場面は大人よりは少ないだろう。でも、税についていくことはできる。そして、僕が一人前の大人になったとき、税についての知識をしっかりと知っておくこともとても大事だと考えた。

それに加え、税を納めているという自分の行動も頭に焼き付けておこう。人のため、日本のために、わずかながら消費税という納税に、僕は貢献できているのだ。これはとてもうれしいことだ。この自分の行動をステップとして未来を担っていく力を十分に身に付けて、税を納めるという国民の義務を十分に果たし、これからの人生を歩み続けていこうと僕は決意する。

秋の支部ゼミ懇談会

署長卓話

「主税局の経験」そしてe-Tax

ダイレクト納付のお願い

税務研修

「決算書からの経営分析・交際費Q&A」

20支部7会場で

秋の主要行事「支部ゼミ懇談会」が、館山税務署や法人会と提携している保険会社の協力を得て、20支部7会場で開かれ、延べ244名が参加しました。

支部長の挨拶に続いて椎谷署長の卓話。東京生まれの東京育ち、男1人で5人の女性に囲まれた家族構成など自己紹介の後、e-Taxとダイレクト納付、消費税滞納防止のお願い。続いて、長い財務省主税局での経験談。細川内閣での四日で終息した国民福祉税のドタバタ劇での対応や湾岸戦争における助成費に係る臨時増税、そして法人税の企画立案等税制改正、予算策定の際の税額の見積り等々、自らがかわった出来事のエピソードを語り、普段なかなか

か聞けない有意義な講話をして頂きました。

続いて岡田法1統括官の税務研修。旧国鉄で10年の経験を持ち、民有化にともない国税局に転職、上野署を振り出しに25年、うち20年間は法人調査に携わったという調査のベテラン。研修内容は「決算書からの会社の経営分析」、安全性や収益性など、会社の経営分析の目的のつけどころや自己資本比率や売上高総利益率による会社チェックの方法など、貴重なお話をして頂きました。

そのあと、津島法1調査官から「交際費」について、交際費とし

て認められるもの、除外されるもの、そしてQ&A方式で実践的な説明をして頂きました。

研修会に続いて、法人会と提携している保険各社による各種保険の内容説明、事務局からの公益法人制度改革の申請状況や会員増強のお願い等連絡事項のあと、例年どおり、税務署幹部を囲んでお互いの理解を深める和やかな懇親会を行い散会となりました。講師のみなさんありがとうございました。各支部の役員・会員の皆さんご苦勞様でした。



北条1・2・3支部合同ゼミ懇談会

次 第

- 1 開 会
- 2 支部長あいさつ
- 3 椎谷税務署長あいさつ
- 4 税務署職員の紹介
- 5 研修会
 - ◎卓話
「主税局の業務」
ー経験談を中心にしてー
講師 館山税務署長 椎谷 晃氏
 - ◎税務研修
「決算書からの会社の経営分析」
講師 岡田 浩 法人第1統括官
「交際費Q&A」
講師 津島星太 法人第1調査官
- 6 法人会の福利厚生事業について
- 7 事務局からの連絡事項について
- 8 閉 会

●10月25日(木) 北条第1・第2・第3支部 法青会館 支部長 秋山 準治 川名 光俊 石渡 和男 参加者 40名	●10月30日(火) 長須賀支部 長須賀中央ホール 支部長 本橋 亮一 参加者 24名	●11月6日(火) 鴨川中央・南・北・長狭・江見・天津小湊支部 鴨川ユニバースホテル 支部長 島田 誠一 田原 智之 綱嶋 茂信 谷 昭一 根本 幹夫 齋藤 恵三 参加者 71名	●11月22日(木) 那古船形三芳・富浦支部 船形漁協漁業総合センター 支部長 三滝 仁 石井 睦 参加者 26名	●11月26日(月) 富山・勝山・保田支部 鋸南町商工会 支部長 吉本 晃 石田 安一 手塚 節 参加者 29名	●11月28日(水) 館山支部 いづ喜 支部長 吉田 政紀 参加者 22名	●11月14日(水) 千倉・丸山・和田・白浜支部 銀鱗荘 ことぶき 支部長 早川 光樹 加瀬 俊一 辻 貞夫 飯田 彰一 参加者 32名
---	--	--	--	---	--	---

理事会

委員会

部会

の動き

理事会

◎第2回理事会

- 9月4日(火) 鴨川市吉夢にて
- ・新公益法人制度の申請経過について
 - ・会員増強運動の実施について
 - ・支部ゼミ懇談会の開催について
 - ・国税電子申告(e-Tax)について
 - ・その他

出席者 36名



理事会で挨拶する平田会長

◎法人会福利厚生制度推進連絡協議会
9月4日開催の理事会開催前、法人会と提携している保険会社3社(大同生命保険・AIIU保険・アメリカンファミリー保険)と各種保険の内容や加入

総務委員会

◎第2回総務委員会

- 1月17日(木)
法人会事務局にて
- ・地域社会への貢献事業について(若潮マラソン会場での活動)

出席者 7名

広報委員会



広報委員会 11月22日

状況の説明など、福利厚生事業の推進について協議

出席者 43名

税制委員会

◎税制委員会

- 「平成23年度税制改正提言事項」の地元国会議員および地方自治体に対する要望活動

11月5日(月)・12月19日(水)

要望先

- 国会議員 浜田靖一氏
館山市長 金丸謙一氏
館山市議会議員 福岡信治氏

参加者 2名

組織委員会



組織委員会 9月25日

- ◎第2回広報委員会
11月22日(木) 法人会事務局にて
・会報第105号編集会議
掲載記事等編集内容について協議

出席者 6名

青年部会

◎税務研修会

- 9月10日(月) 法青会館会議室にて
- ・税務研修会 「交際費について」

講師 津島法1調査官

出席者 15名

◎青年部会例会

10月4日(木)

鴨川ホテル三日月にて

- ・これからの行事予定について
- ・会員増強について
- ・その他

署長卓話「主税局での経験」ほか

講師 椎谷税務署長

出席者 20名



青年部会 10月4日

◎役員会

12月13日(月)

法人会事務局にて

・今後の行事予定について

・チャリティボーリング大会について

出席者 5名

◎「第26回法人会全国青年の集い」

宮崎大会

11月1日(木)・11月2日(金)

伊勢市・三重県営サンアリーナ

・租税教育プレゼンテーション

・部長長サミット・円卓会議

テーマ「あなたの街の新価値創造」

基調講演

「宮崎を変えた男たち」

講師 学校法人 宮崎総合学院

理事長 川越 宏樹氏

大会式典

記念講演

「夢をカタチにー新価値創造への挑戦」

講師 ワタミグループ創業者

渡邊 美樹氏

・懇親会

参加者 5名

◎県青年部会連協親睦ゴルフコンペ

11月13日(火)

松尾町

ラフォーレ&松尾ゴルフ倶楽部

参加者 4名

女性部会

◎役員会(幹事以上)

8月27日(月)

法青会館会議室にて

・社会貢献事業について

・上期研修会について

・会員増強について

・税務研修会

「主税局での経験ほか」

講師 椎谷税務署長

出席者 39名

◎視察研修会

9月26日(水)～27日(木)

川崎市 東芝科学館

御殿場 秩父宮記念公園ほか

※別掲女性部会研修報告参照

参加者 41名

◎県女性連協視察研修

11月6日(火)～7日(水)

福島方面

二本松菊人形と

赤べこ絵付け体験研修ほか

出席者 2名

◎役員会(幹事以上)

おめでとうございます

平成24年度の納税表彰が行われ、10月24日三田共用会議所で平田会長が、11月1日KKRホテル東京で宮澤常任理事がめでたく表彰されました。眞におめでとうございます。

【財務大臣表彰】



平田 哲平
(社)館山法人会
会長

【東京国税局長表彰】



宮澤 治海
(社)館山法人会
常任理事
館山間税会
会長



役員会 12月6日

12月6日(木)
千倉・銀鱗荘ことぶきにて

・地域社会への貢献事業について

・会員増強について

・税務研修会

「ギャンブルの経済学とお金の歴史」

講師 岡田法1統括官

終了後懇親会

出席者 33名

源泉研究部会

◎第2回税務研修会

11月7日(水)

館山シーサイドホテルにて

・「年末調整」について

・税務全般Q&A

講師

岡田法1統括官

塚田法1上席調査官

鈴木管理運営2チーフ上席徴収官

終了後意見交換会

出席者 19名



源泉研究部会 11月7日



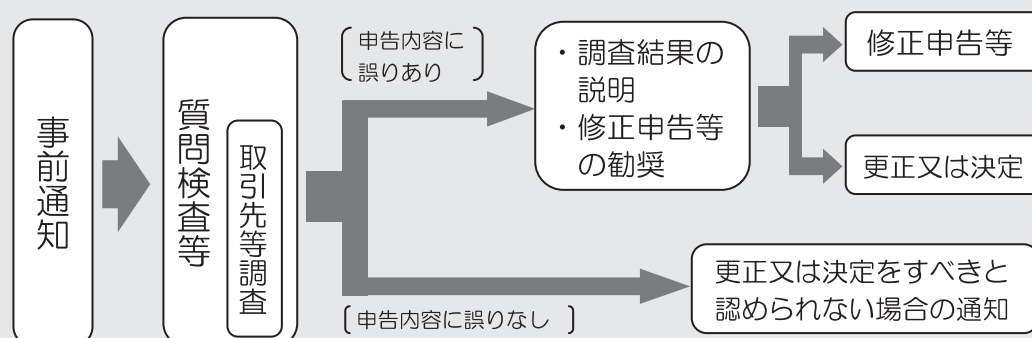
税務調査の手続が変わりました

～国税通則法等の改正～

平成 23 年度税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法等の改正が行われました。

従来からの運用を踏まえて、税務調査手続が国税通則法において法定化されています。この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査について適用されます。

《税務調査手続の流れ（イメージ）》



1 事前通知は納税者（法人等）と税務代理人（税理士等）双方に連絡します

実地の調査を行う場合には、原則として、あらかじめ電話等により、法令上の事前通知であることを明示した上で、法定化された事前通知事項を納税者と税務代理人の双方に直接通知します。

その際、納税義の方から「事前通知事項の詳細については、税務代理人の方を通じて通知を受けることで差し支えない旨」の申立てがあった場合は、納税者の方に対しては「実地の調査を行う旨」のみ通知します。

この場合には、税務代理人の方から納税者の方へ、事前通知事項の詳細を確実にお伝えいただくようお願いします。

2 調査結果の内容説明は納税者へその額と理由を説明します

国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、納税者の方に、更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含めた調査結果の内容を説明します。

なお、説明に当っては、法令上の「調査結果の内容の説明」であることを明示した上で、原則として口頭で説明します。

また、併せて、当該調査結果の内容説明をもって原則として一連の調査手続が終了する旨を説明します。

3 調査結果の内容説明は税務代理人へお願いしても OK

調査結果の内容説明は、原則として納税者の方に行いますが、納税者の方の同意がある場合には、納税者の方に代えて、税務代理人の方に調査結果の内容説明を行います。

4 処分の理由の記載

不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

全会員企業対象

永年勤続優良経理担当職員表彰申込みについて

毎年実施している、全会員企業対象の永年勤続優良経理担当職員の表彰を本年5月の通常総会時に行います。申込みは事務局まで連絡してください。用紙を送ります。

- 1、平成25年3月末現在で10年以上勤続の優秀な経理担当職員。ただし、各社1名で法人会から表彰を受けたことのない人。
- 2、申込期間 平成25年4月5日(金)まで
- 3、表彰 5月の法人会通常総会で表彰します。

月 日	事 業・会 議	会 場
1. 17 (木)	総務委員会	法人会事務局
1. 17 (木)	館山税務懇話会	法青会館
1. 17 (木)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	鴨川市市民会館
1. 18 (金)	決算説明会	鴨川市役所
1. 18 (金) ～ 19 (土)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	館山商工会館
1. 22 (火)	決算説明会	法青会館
1. 23 (木)	全法連賀詞交歓会	帝国ホテル
1. 23 (木)	青年部会チャリティボーリング大会	館山ヤングボール
1. 25 (金)	県法連新年賀詞交歓会	三井ガーデンホテル千葉
1. 26 (土)	地域社会貢献事業・事前準備 (イチゴプロジェクト・節電対策 PR)	丸山公民館
1. 27 (日)	地域社会貢献事業 (イチゴプロジェクト・節電対策 PR) 館山市・若潮マラソン会場にて	館山市民運動場
2. 13 (水) ～ 14 (木)	法人会研修旅行	県内・茨城方面
2. 18 (月)	e-Tax による確定申告の早期提出 PR 館山税務懇話会 (法人会長ほか)	館山税務署
3. 19 (火)	決算説明会	館山市コミュニティセンター
3. 21 (水)	決算説明会	鴨川市役所

法人会の動き

平成25年1月15日(会報発行日)
以降の当面の事業予定

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

**納税にはダイレクト納付
が便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

[e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!]

平成24年分は最高3,000円の税額控除 添付書類の提出省略 還付がスピーディ

国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで
行えます。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

川崎東芝科学館——科学のすごさを実感

1秒間に1000回姿勢を調整して走行するロボット
超電導強力磁石の実験などなど

御殿場 秩父宮記念公園——絶景富士山を望む 伊豆堂ヶ島遊覧 咲き誇る季節の花々



(株)佐々木商店
滝口玉枝
鴨川副地区長

9月26・27日研修旅行に参加しました。
台風接近の心配もありましたが、

早朝より快晴で少し肌寒く秋の気配を感じながらバスは出発しました。
最初に訪れた所は、川崎にある東芝科学館です。私も家電業を営んでいます。私と梅力さんの創業や取り組んでいる事を学ぶ機会がありました。見学後は御殿場で昼食、その後近

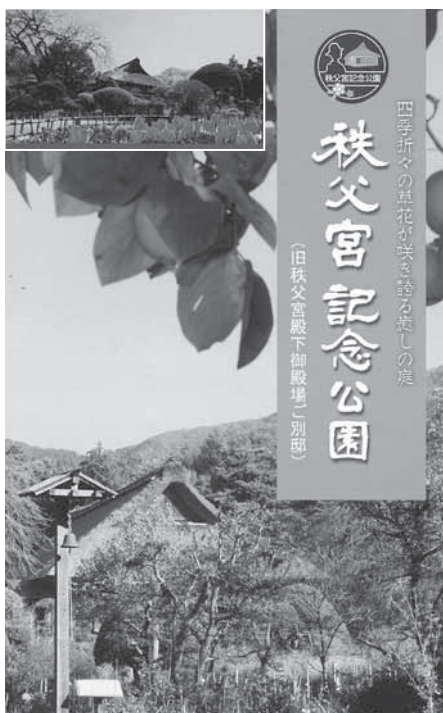
くの秩父宮記念公園に行き母屋から見る富士山の素晴らしい事、メモリアルガーデンでは季節の美しい花が咲き、今度桜の季節にでもゆつくり来たいと思いました。
翌日も快晴で堂ヶ島の洞窟巡り遊覧船は、台風が接近しているのが嘘のように海が青く透き通り綺麗で感激しました。
小室山の観光リフトは強風の為残念ながら中止になりました。
行き帰りのバスの中での清宮部会長さんはじめ役員さん達の心配りに感謝しながら、楽しい一泊研修旅行を無事終える事が出来ました。
ありがとうございました。



東芝科学館



3 応用技術 コーナー



四季折々の草花が咲き誇る花の庭
秩父宮記念公園
(旧秩父宮殿下御殿場別邸)

給与所得者の皆様へ

確定申告が簡単にできます ・医療費控除の還付申告
・住宅ローン控除の還付申告などなど

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告等作成コーナー」をご利用ください。

- ①パソコンで24時間いつでも使えます。
- ②画面上の指示に従って入力すれば、税額などは自動計算できます。
- ③作成した申告データをe-Taxで送信できます。
- ④プリントアウトして郵送等により提出することも可能です。



画面上の指示に従って入力すれば、税額など自動計算、簡単です。

山中氏に続くノーベル賞受賞者は？

日本人が大きく貢献したLED実用化

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

昨年のノーベル医学・生理学賞は、iPS細胞（人工多能性幹細胞）を開発した山中伸弥京都大教授が選ばれました。再生医療を飛躍的に進展させ、私たちの生活に大きく役立つのが確実な成果ですから、受賞は当然といえるでしょう。

ところで、私たちの生活を激変させ、しかも、日本人が重要な役割を果たしたノーベル賞級の研究成果は、ほかにもあります。それは、発光ダイオード（LED）です。次に日本人がノーベル賞を受賞するのは、この分野ではないかと期待が高まっています。

電球からスマホまで

ろうそく、白熱電球、蛍光灯に続く「第4世代の光源」であるLEDは、電流を通すと光る半導体です。省電力で長寿命が最大の特長で、同じ明るさの白熱電球に比べて消費電力は8分の1、寿命は約40倍。内閣府は先ごろ、「昨夏の国内電力需給が逼迫しなかったのは、LED照明が普及して、想定以上に節電が進んだおかげ」とする報告書をまとめています。

また光の三原色である赤色、緑色、青色のLEDを組み合わせれば、どんな色でも作れるため、競馬場や野球場の大型スクリーンが実現。長寿命で交換回数が少なくてすむことから、信号機への利用も進んでいます。

実は、大ブームとなっているスマートフォンが登場したのもLEDのおかげです。液晶ディスプレイのバックライトは以前、蛍光管が使われていましたが、消費電力が大きく小型化も苦手でした。けれど、構造的に小型化が容易なLEDの採用により、コンパクトで長時間使えるスマホが実現したのです。

省エネで社会にこれほど貢献し、私たちの生活も向上させてきたLEDが、将来的にノーベル賞の対象となるのは、ほぼ確実だといえます。

日本人3氏が大きく貢献

LEDは、1962年に米ゼネラルエレクトリックのニック・ホロニアック氏が発明しました。当初は、白熱電球の100分の1にも満たない赤い光をかすかに放つだけでした。

しかし、東北大教授だった西澤潤一氏（現上智大学特任教授）が実用化に道筋をつけました。原料の純度を高めるなどして半導体結晶を高品質化し、実用的な明るさの赤色LEDを実現。さらに、世界初の緑色LEDの開発にも成功し、60年代のうちに光の三原色のうち2色を実用化してしまいました。

残る青色は89年、名古屋大教授だった赤崎勇氏（現名城大教授）が窒化ガリウム結晶を使い、世界で初めて実現しました。高品質な窒化ガリウム結晶は大量生産が困難でしたが、91年に、日亜化学工業の研究者だった中村修二氏（現米カリフォルニア大サンタバーバラ校教授）が、大量生産技術「ツーフロー方式」を開発し、生産性が飛躍的に向上。93年には青色LEDが商品化されて光の三原色が勢ぞろいし、LED文化が一気に花開いていきました。

受賞はどんな組み合わせ？

このように、LED実用化には日本人研究者3氏が大きく貢献してきました。ただ、LEDがノーベル賞の授賞対象分野になった場合、「1分野について受賞できるのは最大3人まで」という決まりがあります。功績者は、発明したホロニアック氏を含めて4人。いったいだれが受賞するのでしょうか。

おそらく、授賞理由が「LEDの発明と実用化」ならホロニアック氏と緑色LEDを発明した西澤氏、青色LEDを発明した赤崎氏が受賞するでしょう。LED文化を最終的に開花させたという意味で「青色LEDの発明と実用化」なら、赤崎氏と中村氏になります。

結局、日本人3氏の同時受賞はなく、いずれの場合でも赤崎氏は受賞ということになりそうですね。

個別暖房グッズで今年の冬を乗り切る

(株)エフシージー総合研究所商品研究室長 堀 洋一郎

今年の冬はほとんどの原発が停止しているため、地域によっては電力供給が心配されています。冬の省エネの目玉であるウォームビズも定着してきましたが、やはり暖房22℃では少し寒く感じます。このため、小さなエネルギーでも暖かさを感じさせてくれる部分暖房機が注目され始めています。

電気量販店などで目にするのは、カイロ、足温器、電気座布団、湯たんぽなどです。熱源は電気ヒーターが主流ですが、液体の化学変化や電子レンジで温めた熱を保つものなどいろいろな種類の製品が販売されています。

カイロ

USBコネクタから充電し、必要な時にスイッチを入れてヒーターで温めるタイプが人気です。1回の充電で4時間程度使用できるものが多く、スマートホンを一回り小さくした程度の大きさで持ち運びやすく、カラーも豊富でおしゃれな暖房アイテムというところではあります。

他にも電源を必要としない昔ながらの練炭を入れるタイプや、数回使える液体の化学変化を利用したタイプなど、使い勝手が違うさまざまな商品がある

ので、自分の使い方に合わせて選ぶ必要がありそうです。また、このようなカイロはほとんど温度調節機能が付いてないので、ハンカチやタオルなどを巻いて適温にして使用する必要があります。

足温器・フットヒーター

両足が入るスリッパタイプや平板タイプなど形はいろいろですが、AC100Vのコンセントにつないで使う電気ヒーター式が主流です。そのまま使用した場合は足の裏だけ暖かくなるだけなので毛布などを併用するのがお勧めです。消費電力は小さいものの、構造上、熱が逃げやすいので、毛布と併用することで省エネになり、足全体が暖かくなります。

電気座布団

座布団にヒーターが組み込まれている商品で、これもAC100Vのコンセントにつなぐタイプが主流です。お尻の下に敷くため、そのままでも熱が逃げにくいのですが、この商品もひざ掛けなどと併用した方がより暖かくなります。

湯たんぽ

電気ヒーターとか電子レンジで水を

加熱してその熱を蓄えて使用するタイプ、昔ながらのお湯を注ぎ込むものなど、さまざまな種類があります。湯たんぽは就寝中に布団の中に入れて使用するものですから、使用中に電気が流れていないのは安心です。また、昔の湯たんぽに比べると素材などが改良され、より冷めにくくなっているようです。

使用中に電気を使わないので異常な過熱や火事などの心配はないものの、水漏れは起こりうるので、しっかりと作りのものを選ぶ必要があります。また、あまり古いものは使わない方が無難でしょう。

室温が22℃に制限されていても部分暖房を使うことで、想像以上に体全体が暖かく感じられます。部屋全体を温めている暖房器具を助けてくれる部分暖房器具。上手に使ってこの冬も乗り切りましょう。

堀洋一郎（ほり・よういちろう）

昭和55年中央大学理工学部物理学科卒。ソニーマグネスケール株式会社を経て、平成2年株式会社エフシージー総合研究所入社。現在同社商品研究室室長。

【表紙】
花の公園・戦国大名見氏
ゆかりの館山城山公園

「房州よいとこ南をうけて、冬は菜種の花が咲く」

と唄に唄われた温暖の地 館山の城山公園

暮れからの菜の花に続いて、公園内には1月から5月まで、可れんな水仙から始まり、椿・1200本、梅林の梅250本、桃もちらほら、櫻640本、そして6000本のツツジが季節に合わせて咲き誇る。

また、紅葉に染まる茶室「雁月庵」の庭も得も言われぬ風情がある。館山城からの遠く富士山や館山市街地一望の眺めは素晴らしく、城としてのロケーションは屈指のものと云われ、城内は博物館分館として里見氏がモデルと言われている「南総里見八犬伝」関連のものが展示されています。



新しく会員になられた皆さんです。

— よろしくお願ひします —

平成24年12月28日現在(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
北条第3	(有)アドアルファ	平嶋 守道	館山市北条2145-1	0470 (22) 0240	印刷・制作
	(株)チロル	波々壁 徹	" 北条 1901-53	0470 (23) 1666	飲食業
長須賀	(株)野倉米穀店	野倉 修一	" 長須賀 217	0470 (23) 5455	米穀卸小売業
館山	(株)藤建設	紀田 ひさ子	" 藤原905-20	0470 (28)0551	土木工事業
	(株)Sun バステックエンタープライズ	山崎 秀雄	" 笠名24	0470 (22)5507	総合サービス産業
那古船形三芳	(株)千辰地所	白幡 進	" 那古493-1	0470 (20)5522	不動産業
富浦	サザンワークス(株)	石川 まき子	南房総市富浦町深名427-1	0470 (20)4055	プラスチック成形材卸売業
富山	(株)南房総	渡邊 昌次	" 犬掛11-1	0470 (58)0150	不動産管理業
	源建設(株)	小田部 俊三	" 久枝608-5	0470 (57)3844	建設業
白浜	伸和総合設備(株)	石井 伸二	" 白浜町白浜520-1	0470 (30)5955	建築設備
	(株)みどり	菊池 清美	" 白浜町白浜3171	0470 (28)4323	介護サービス業
千倉	(株)宮本シーフーズ	鈴木 健一	" 千倉町平館847—13	0470 (40)1501	水産加工
	(株)フィオーレ花壇	丸 淳一	" 千倉町宇田302	0470 (40)1110	生花・鉢植・観葉植物の販売
丸山	エネライフ南房総(株)	金井 澄男	" 石堂244-1	0470 (46)2206	住宅設備及び太陽光発電設備の販売
	合同会社 オフィス・アール	石井 義縁	" 白子2131	0470 (46)2345	介護
	(株)金井園芸	金井 隆	" 石堂395	0470 (46)2858	農業
	(株)加瀬工務店	加瀬 貴裕	" 丸本郷1169	0470 (46)2227	建設業
	(株)吹代の里	栗原 保博	" 杓見392	0470 (28)5481	訪問介護事業所 居宅介護支援事業所
江見	(株)ふさぶさ	小野 智之	鴨川市江見内遠野256-1	04 (7096)0107	飲食店
	(株)ライフ	鎌田 茂	" 江見青木571-1	04 (7098)2860	介護保険法による居宅サービス事業
鴨川中央	一般社団法人波の伊八 鴨川まちづくり塾	末吉 一夫	" 横渚 643-2	04 (7097)1873	まちづくり事業
鴨川北	(株)東栄	加曽利幸男	" 広場859	04 (7092)2708	卸売・小売
	(有)ケイ	亀田百合子	" 東町 570 (株)ケイティエス内	04 (7092)0900	不動産賃貸・管理業
長狭	合同会社すみれ	原 佳枝	" 大幡1375	04 (7098)1032	居宅介護支援・訪問介護

平成24年分

確定申告のお知らせ

館山税務署



平成24年分の申告と納税

税務署窓口での相談、申告書の提出及び納付は、

- **所得税**の申告と納税 2月18日(月)～3月15日(金)
- **贈与税**の申告と納税 2月 1日(金)～3月15日(金)
- **消費税及び地方消費税**
(個人事業者)の申告と納税 2月18日(月)～4月 1日(月)

※ 館山税務署では、確定申告期間中を含め全ての休日(土曜・日曜・祝日等)の執務は行っておりませんのでご注意ください。

※ 還付申告の方は、1月から確定申告書を提出することができます。

申告はお早めに！

税務署では「申告はご自分で書いて提出はお早めに」をキャッチフレーズに確定申告書の自書申告と早期提出を推進しております。

3月に入りますと、税務署は大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。

なお、申告書はe-Tax、郵送等でも提出できます。

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額 300 万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成 26 年 1 月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について必要となります。

詳細は、国税庁ホームページ [http://www.nta.go.jp] をご覧ください。

納税は口座振替で！

所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替をご利用ください。手続きは簡単です。

ご希望の方は、国税庁ホームページ [http://www.nta.go.jp] で確認されるか、税務署にお尋ねください。

平成24年確定申告分の口座振替日は
申告所得税 4月22日(月)
消費税及び地方消費税 4月24日(水)

詳しくは、

国税庁

検索

クリック

平成24年10月13日・14日開催
武者行列での税務署幹部
恒例 e-TaxのPR軍団

第31回
南総
里見
まつり



左から 上之門総務課長・椎谷署長
田代個1統括官・岡田法1統括官

編集後記

年末に政権が交代しましたが、当然のことながら、デフレ脱却等経済対策、国の安全保障対策などが大きな政策課題で、暮れから正月にかけて矢継ぎ早に体制を整えている感じがした。
そして年明け最初の取引である大発会を迎えた4日の東京株式市場は、日経平均株価が1年10カ月ぶりに1万6000円台に回復し、東日本大震災前の水準に戻りました。果して今後は？
経済再生の三本柱は「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「成長戦略」のことです。
インフラターゲットや国土強じん計画に伴う公共事業の拡大等財政規律、外交軋轢等々、それぞれに問題の指摘もあるようですが、一政権のみならず、国政を担う政治家の皆さんが問題意識をしっかりと持ってそれらの懸念を克服し、税制改正も含めて、私共中小企業の未来に希望を持たせてくれることを期待したいと思います。

会 報
発行年 月 日
発行責任者
編集責任者
発行 者
電話
F A X

第105号
平成25年1月15日
平田 哲平
友野 修
(社)館山法人会
0470-22-1389
0470-23-3195

法人会女性部会

いちごプロジェクト

❄ 冬物語 ❄



家族で
チャレンジ!!

“冬の節電活動”

— 無理なく 無駄なく 快適に —

わが家の節電メニュー

8つの節電メニュー

できたらチェック

- 1 エアコン**
重ね着などをして、室温 20℃ を心がけましょう。 ☐
- 2 カーテン**
窓には厚手のカーテンを掛けましょう。 ☐
- 3 照明**
不要な照明をできるだけ消しましょう。 ☐
- 4 テレビ**
画面の輝度を下げ、必要な時以外は消しましょう。 ☐
- 5 冷蔵庫**
冷蔵庫の設定を「弱」に変えましょう。扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品をつめこまないようにしましょう。
※食品の傷みにご注意ください。 ☐
- 6 ジャー炊飯器**
早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存しましょう。 ☐
- 7 温水洗浄便座 (暖房便座)**
便座保温・温水の設定温度を下げ、使わない時はふたを閉めましょう。 ☐
- 8 待機電力**
リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておきましょう。 ☐

※出典：経済産業省 節電.go.jp

今年は節電呼び掛けで社会貢献

若潮マラソン(参加者1万人超)会場で

女性部会が推進しているいちごプロジェクト

(無理なく節電) パンフレットを配布

館山法人会ブースで焼き芋・お汁粉に添え

焼き芋 325 キロ・お汁粉の餡 200 キロ・餅 70 キロ
延べ 9,000 人分用意

今年は館山税務署職員 24 人が昨年に引き続き

館山間税会が提供した e-TaxPR 用 T シャツで走る

1月27日(日)開催
館山市民運動場



昨年 役員・女性部会がフル回転